

入札説明書

令和 7 年 2 月 1 7 日に千葉市公告第 1 3 2 号により公告した千葉市市政情報モニター設置・運用事業については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 千葉市市政情報モニター設置・運用事業
- (2) 案件の仕様等
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約を締結した日から令和 1 2 年 5 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所
千葉市総合政策局市長公室広報広聴課が指定する場所
- (5) 契約締結までのスケジュール

No	内容	スケジュール
1	入札公告	令和 7 年 2 月 1 7 日
2	入札説明書の交付	令和 7 年 2 月 1 7 日～2 月 2 6 日
3	参加資格に関する質問受付	令和 7 年 2 月 1 7 日～2 月 2 1 日
4	参加資格に関する質問回答	令和 7 年 2 月 2 6 日
5	入札参加資格確認申請受付期間	令和 7 年 2 月 1 8 日～2 月 2 8 日
6	参加資格確認結果通知（発送期限）	令和 7 年 3 月 4 日
7	仕様等に関する質問受付期間	令和 7 年 2 月 2 7 日～3 月 3 日
8	仕様等に関する質問回答期限	令和 7 年 3 月 7 日
9	入札及び開札	令和 7 年 3 月 1 4 日

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6 ・ 7 年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者
 - イ 当該入札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（3）令和2年度から令和6年度までに、本事業と同種・同規模の履行実績のある者（実績を証明できる契約書の写しなどを添付すること）

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）提出期間 公告の日の翌日から令和7年2月28日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）。ただし、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きし、令和7年2月27日（木）午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

（2）提出場所 千葉市総合政策局市長公室広報広聴課

（3）提出方法 持参又は郵送

（4）確認通知 令和7年3月4日（火）までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 仕様書に関する質問書の提出

（1）提出期間

令和7年2月27日（木）から令和7年3月3日（月）午後4時30分まで

（2）提出方法

質問書（入札参加資格の確認を受けた者に配付）を、後記9の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

（3）質問に対する回答期限

令和7年3月7日（金）

（4）回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

5 入札手続等

（1）入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年3月14日（金）午前10時00分

場所 千葉市役所本庁舎高層棟6階 M会議室601

(2) 入札方法

入札者は、前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席し、所定の入札書に必要な事項を記入し、入札参加者は、所定の「入札書」に必要な事項を記入し、記名・押印(法人の場合は実印、代理人は委任状使用印)の上、封筒に入れ提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

イ 入札参加資格確認結果通知書(写し)

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない(入札前に委任状を提出すること)。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、千葉市総合政策局市長公室広報広聴課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総合政策局市長公室広報広聴課デジタルコミュニケーション班

電話 043-245-5015

Eメール kohokocho.POM@city.chiba.lg.jp

10 添付書類等

- (1) 契約書(案)
- (2) 仕様書
- (3) 入札参加資格確認申請書
- (4) 質問書
- (5) 委任状
- (6) 入札書
- (7) 入札辞退届